

山形市工事関連業務委託における共同設計方式実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、この市が発注する工事及び営繕に係る調査、測量、設計及び監理等並びにこれらに準ずるもの（工事関連業務をいう。以下「業務」という。）の委託において、より品質に優れた業務の実現及び地元企業の技術力の向上を図るため、地域の特性に精通する地元企業及び高度な専門的技術を有する企業が1つの組織体（以下「設計共同体」という。）を形成し、各々の優れた技術力を結集し、双方が対等の立場で共同して業務を履行するための措置（以下「共同設計方式」という。）を実施することに関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、山形市契約規則（昭和39年山形市規則第18号。以下「規則」という。）及び山形市工事指名競争入札参加者審査委員会規程（昭和43年山形市訓令第7号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象業務の選定）

第2条 共同設計方式の対象となる業務（以下「業務案件」という。）は、業務の内容、規模及び難易度に照らし、共同設計方式の目的に合致すると認められる業務とし、山形市工事指名競争入札参加者審査委員会規程に基づく山形市工事指名競争入札参加者審査委員会（以下「指名審査会」という。）において選定する。

（設計共同体の構成）

第3条 設計共同体は、次の各号に掲げる要件を満たす者が自主的に結成するものとする。

- (1) 規則第25条第2項に規定する競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (2) 業務案件ごとに指名審査会において定める要件
- 2 設計共同体を構成する者（以下「構成員」という。）の数は、2者又は3者とする。
- 3 構成員のうち1者以上は、この市の行政区域内に本店を有する者であることとする。
- 4 同一の業務案件において、1構成員が、2以上の設計共同体の構成員となることはできない。
- 5 設計共同体の代表者たる構成員（以下「代表者」という。）は、業務遂行能力、業務量、出資比率等にかかわらず、構成員間において決定するものとする。

（設計共同体協定書）

第4条 構成員は、設計共同体の運営形態等を明確にするため、設計共同体協定書（別記様式第1号。以下「協定書」という。）を作成し、各構成員が1通ずつ保有するものとする。

（構成員の業務分担等）

第5条 構成員は、市が設計図書（特記仕様書）で示す分担業務（各構成員が有する地域特性への精通及び高度な専門技術等の優れた技術力を発揮し、分担して履行する業務をいう。以下同じ。）及び協力業務（計画準備、とりまとめ等の不可分な業務又は技術交流の観点から複数の構成員で協力して履行する業務をいう。以下同じ。）の基本的な考え方をもとに、分担業務及び協力業務の具体的な業務名及び担当する構成員を協定書に明記

するものとする。ただし、各々の技術力を結集して業務を履行するという共同設計方式の目的に鑑み、必要以上に業務を細分化しないこととする。

- 2 業務委託料の総額に対する、各構成員が担当する分担業務及び協力業務の価額（以下「業務額」という。）の割合については、技術者を適正に配置し得る業務規模を確保するため、全ての構成員についてそれぞれ2割を下回らないこととする。この場合において、各構成員の業務額については、次条に規定する運営委員会において定め、落札決定後、契約を締結するまでの間に、「設計共同体協定書第8条第2項に基づく業務額について」（別記様式第2号）を作成し、各構成員が1通ずつ保有するとともに、代表者は、当該「設計共同体協定書第8条第2項に基づく業務額について」1通を市長に提出するものとする。

（運営委員会）

第6条 設計共同体は、構成員全員をもって組織する運営委員会を設け、業務を履行するものとし、発注者の求めるところにより履行状況を報告するものとする。

（入札の方法）

第7条 業務案件に係る入札は、条件付き一般競争入札によるものとし、その手続等については、この要綱に定めるもののほか、山形市条件付き一般競争入札実施要綱（平成8年4月1日施行）に定めるところによるものとする。

- 2 前項の入札に参加しようとする設計共同体は、規則第19条第1項に規定する一般競争入札参加資格確認申請書類のほか、規則第18条に規定する入札公告及び入札説明書（以下「入札公告等」という。）に示すところにより次の各号に掲げる書類を提出するものとする。

(1) 協定書

(2) 委任状（別記様式第3号）

(3) 構成員それぞれの業務実績を確認するために必要な書類

(4) 配置を予定している技術者の有する資格及び業務実績を確認するために必要な書類

- 3 電子入札システム（規則第17条第3号に規定する電子入札システムをいう。以下同じ。）により入札を行う案件にあつては、設計共同体は、規則第19条第2項に規定する一般競争入札参加資格確認申請のほか、電子入札システムによる諸手続について、代表者の電子証明書を使用して設計共同体名で行うものとする。

（技術者の配置）

第8条 各構成員は、業務を履行するに当たり、設計図書（特記仕様書）及び入札公告等に示す要件を満たす技術者を配置しなければならない。

（代表者の機能）

第9条 市は、業務の監督、委託料の支払その他の契約に係る全ての行為について、設計共同体の代表者を相手方として行うものとする。

- 2 設計共同体の構成員（代表者を除く。）は、市に対して行う委託料の請求その他の契約に係る全ての行為を、当該設計共同体の代表者に委任するものとする。

(委託契約書)

第10条 設計共同体と締結する業務の委託(以下「委託業務」という。)に係る契約書は、次の各号に掲げる事項によるほか、市が単体の企業と締結する委託業務に係る契約書に記載する事項の例による。

(1) 受注者の所在地、名称等の表示

受注者 所在地 (代表者である企業の住所)
商号又は名称 ○○・○○設計共同体
氏 名 (代表者である企業名)
(代表者である企業の代表者職氏名) 印

(2) 設計共同体の構成員

構成員 所在地 (代表者である企業の住所)
代表者 商号又は名称 (代表者である企業の名称)
代表者名 (代表者である企業の代表者職氏名) 印
構成員 所在地 (構成員である企業の住所)
商号又は名称 (構成員である企業の名称)
代表者名 (構成員である企業の代表者職氏名) 印

(3) 設計共同体に関する特約条項

(設計共同体協定書)

1 設計共同体の代表者及び構成員は、委託する業務について、別紙○○業務設計共同体協定書により共同連帯してこれを履行するものとする。

(受注者に対する通知)

2 発注者は、委託する業務の監督、委託料の支払等この契約に基づく行為については、全て代表者を相手方とし、代表者へ通知した事項は、他の構成員にも通知したものとみなす。

(存続期間)

第11条 委託業務の契約の相手方となった設計共同体の存続期間は、原則として、当該契約の履行完了後3月を経過する日までとし、市が必要と認める場合は、当該契約の履行完了後12月を経過する日まで延長することができるものとする。ただし、存続期間満了後において当該委託業務について契約不適合があったことが判明した場合は、各構成員は、連帯してその責を負うものとする。

2 委託業務の契約の相手方とならなかった設計共同企業体は、当該契約が締結された日をもって解散されたものとみなす。

(その他)

第12条 この要綱に定めのない事項又はこの要綱により難い事項については、必要に応じ、その都度定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年12月1日から施行する。

様式第 1 号 (第 4 条関係)

(委託業務名) 業務

設計共同体協定書

(目的)

第1条 当設計共同体は、山形市が発注する_____（委託業務名）_____業務

(当該業務内容の変更に伴う業務及び山形市が発注する業務に付帯する業務を含む。以下「業務」という。)を共同連帯して行うことを目的とする。

(名称)

[illegible]

(以下「当共同体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当共同体は、事務所を_____（代表者企業の所在地）_____に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当共同体は、 年 月 日に成立し、業務の委託契約の履行後3か月を経過するまでの間は解散することができない。

2 業務を受託することができなかったときは、当共同体は、前項の規定にかかわらず、当該業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の所在地及び名称)

第5条 当共同体の構成員は、次のとおりとする。

所 在 地

商号又は名称

代 表 者 名

所 在 地

商号又は名称

代 表 者 名 _____

(代表者の名称)

第 6 条 当共同体は、_____ (代表者企業の商号又は名称) _____ を代表者とする。

(代表者の権限)

第 7 条 当共同体の代表者は、業務の履行に関し、当共同体を代表して発注者、監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって委託料（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当共同体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

2 当共同体の構成員は、成果物（契約書に規定する指定部分に係る成果物及び部分引渡しに係る成果物を含む。）等について、契約日以降著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 章及び第 3 章に規定する著作権者の権利が存続する間、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、当共同体の代表者である企業に委任するものとする。なお、当共同体の解散後、当共同体の代表者である企業が破産又は解散した場合においては、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、当共同体の代表者である企業以外の構成員である一の企業に対しその他の構成員である企業が委任するものとする。

(分担業務等)

第 8 条 各構成員が分担し、及び協力して履行する業務は、次のとおりとする。ただし、業務の一部につき発注者と契約内容の変更増減があったときは、それに応じて変更があるものとする。

(1) 分担業務（各構成員が、分担して履行する業務をいう。以下同じ。）

_____ (分担する業務名) _____ 業務 _____ (担当する企業の商号又は名称) _____

_____ (分担する業務名) _____ 業務 _____ (担当する企業の商号又は名称) _____

(2) 協力業務（各構成員が、協力して履行する業務をいう。以下同じ。）

_____ (協力する業務名) _____ 業務 _____ (商号又は名称) _____、_____ (商号又は名称) _____

2 分担業務及び協力業務（以下「分担業務等」という。）の価額については、次条に規定する運営委員会において別に定める。

(運営委員会)

第 9 条 当共同体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、業務の履行に当たるものとする。

(構成員の責任)

第 10 条 各構成員は、運営委員会が決定した工程表等によりそれぞれの分担業務等の進

渉を図り、委託契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第 1 1 条 当共同体の取引金融機関は、_____(金融機関名)_____(本・支店名)とし、
代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の必要経費の分配)

第 1 2 条 構成員は、その分担業務等を行うため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第 1 3 条 業務を行うにつき発生した共通の経費等については、運営委員会において各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任の分担)

第 1 4 条 構成員がその分担業務等に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前 2 項に規定する責任について協議が整わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前 3 項の規定は、いかなる意味においても第 1 0 条に規定する当共同体の責任を免れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第 1 5 条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の脱退)

第 1 6 条 構成員は、当共同体が業務を完了する日までは脱退することはできない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第 1 7 条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産し、又は解散した場合においては、発注者の承認を得て、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務等を完了するものとする。ただし、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存構成員全員及び発注者の承認を得て、新たな構成員を当共同体に加入させ、当該構成員を加えた構成員が共同連帯して破産し、又は解散した構成員の分担業務等を完了するものとする。

2 前項の場合においては、第 14 条第 2 項及び第 3 項の規定を準用する。

(解散後の契約不適合責任)

第 18 条 当共同体が解散した後においても、引き渡した当該業務につき種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものがあつた場合、各構成員は、共同連帯してその責を負うものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 19 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

_____(代表者企業の商号又は名称)_____, ほか _____社は、上記のとおり _____(委託業務名) _____業務設計共同体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書 _____通を作成し、それぞれに構成員が記名捺印し、各自 1 通を保有するとともに、1 通を山形市長に提出するものとする。

年 月 日

所在地 _____

商号又は名称 _____

代表者名 _____

印

所在地 _____

商号又は名称 _____

代表者名 _____

印

記

- | | | | |
|-----------|----|-----------------|---|
| (分担する業務名) | 業務 | (担当する企業の商号又は名称) | 円 |
| (分担する業務名) | 業務 | (担当する企業の商号又は名称) | 円 |

- | (協力する業務名) | 業務 | (企業の商号又は名称) | 円 |
|-----------|----|-------------|---|
| | | (企業の商号又は名称) | 円 |

代 表 者 名 _____ 印 _____

注2 委託料全体に対する各構成員の業務の額（分担業務の額と協力業務の額の合計）の割合は、全ての構成員について2割を下回らないこと。

委 任 状

年 月 日

（宛先） 山形市長

設計共同体の名称 _____ 設計共同体

設計共同体 所 在 地 _____
構 成 員

商号又は名称 _____

代 表 者 名 _____

※ 押印を省略する場合のみ、以下の枠内を記載すること。代表者が
本件責任者を兼ねることは可能とする。また、本件責任者と担当
者が同一の場合は、担当者の氏名欄に「同上」と記載すること。

	部署名	氏名	連絡先（電話番号）
本件責任者 （本書類発行部門の責任者）			
担当者 （本書類発行部門の担当者）			

私は、下記の設計共同体の代表者を代理人と定め、当設計共同体が存続する間、山形市
との契約について、次の権限を委任します。

委 任 事 項

- 1 見積り及び入札に関すること。
- 2 契約締結に関すること。
- 3 保証金又は保証物の納付並びに還付請求及び領収に関すること。
- 4 支払金の請求及び領収に関すること。
- 5 支払期日の到来した利札の請求及び領収に関すること。
- 6 復代理人の選任に関すること。

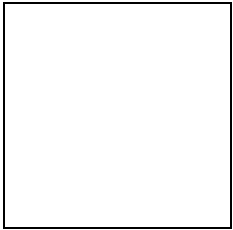
受 任 者 所 在 地 _____
設計共同体
代 表 者

商号又は名称 _____

代 表 者 名 _____

受任者使用印鑑

※ 見積書及び入札書へ
の押印を省略する場
合は、使用印鑑の届出
は不要



注） 委任状の偽造又は偽造した委任状の行使をした者は、刑法第 159 条（私文書偽造等）又は同法
第 161 条（偽造私文書等行使）の規定により罰せられます。